

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第1号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(議会運営委員会の設置) 第4条 [略] 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>5</u> 人とする。 [3 略]	(議会運営委員会の設置) 第4条 [略] 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>6</u> 人とする。 [3 略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。